

やまがた

社会保険

3-4 月号

職場内で回覧しましょう。

2018 年 No.594



天童市 人間将棋

約2000本の桜が咲き乱れる舞鶴山を舞台に、甲冑や着物姿に身を包んだ武者や腰元たちが、将棋の駒となり、プロ棋士の差し手に従って盤上を動きます。
(撮影：FLOT)

●厚生年金の一部の適用届書様式が変更されます

●優待サービスが受けられる施設が増えます

日本年金機構 2-3 ページ

- 厚生年金の一部の適用届書様式が変更されます
- 入社・退職後の手続きはお早めに
- 「ねんきんダイヤル」活用のご案内
- お役に立ちます!ワンポイント相談室⑬

協会けんぽ 4-5 ページ

- 届書・申請書作成支援サービスのご利用案内
- 協会けんぽへの各種申請について
- おしえて!やまがたさん!～限度額適用認定証～

社会保険協会 6-7 ページ

- 社会保険協会会員事業所の特典
- 平成29年度社会保険協会費納入のお願い
- ゴルフ大会のお知らせ
- 事業所名称、所在地等変更の際の届出
- 会員さま限定優待事業のご案内



平成30年3月5日から使用する厚生年金の一部の適用届書様式が変更されます

個人番号(マイナンバー)記入欄の追加により、厚生年金適用届書の様式が変更となります。変更された届書様式の提出をお願いします。平成30年3月5日以降は、旧様式は使用できません。ご協力をお願いします。

「基礎年金番号」記入欄が、「個人番号(または基礎年金番号)」記入欄に変更されました。

様式がA4横型からA4縦型に変更となりました。

事業主様におかれましては、従業員のマイナンバーの記入にあたっては、個人情報保護法の規定により、利用目的(年金関係事務において利用すること)を本人へ明示し、本人確認(番号確認(マイナンバーが正しい番号であることの確認))と身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)を行っていただく必要があります。変更となる届書等、詳しくは、年金事務所へお尋ねください。

異動の季節です！入社・退職後の手続きは、お早めに！提出期限内に！

4月は異動の季節です。「資格取得届」「資格喪失届」等の提出は、すみやかに、決められた提出期限内に提出しましょう！

提出が遅れると、「健康保険被保険者証」の発行や、保険料計算、年金の被保険者期間に影響を与えることにより年金の決定に支障があることがあります。

◇厚生年金保険の適用事業所に入社(就職)したら、

「健康保険 厚生年金 被保険者資格取得届」、被扶養者の方がいる場合は、「健康保険 被扶養者異動届」を「**仙台広域事務センター**」**〒980-8461(事務センターには封筒にセンター名と郵便番号を記載するだけで郵送できます。)**へ郵送にてご提出ください。

◆厚生年金保険の適用事業所を退職したら、

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要となります。

(在職中に扶養されていた60歳未満の被扶養配偶者(夫・妻)(第3号被保険者)の方も、同様に手続きが必要ですのでご注意ください。)

年齢	こんなとき	加入する年金制度	加入の手続き・提出先	提出者	提出期限
60歳未満	再就職する	厚生年金保険 (厚生年金保険の適用事業所に再就職する)	郵送で 仙台広域事務センター	事業主	再就職日から 5日以内
	自営業者、無職の方、それらの配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者の方以外の方)となる	国民年金 [第1号被保険者]	住所地の市区役所、 町村役場または 年金事務所	ご本人 または 世帯主	退職の翌日から 14日以内
	厚生年金保険や共済年金に加入する方の被扶養配偶者となる	国民年金 [第3号被保険者]	郵送で 仙台広域事務センター	ご本人 (事業主経由)	被扶養者 (扶養される方)に該当した日から14日以内
60～64歳	再就職する	厚生年金保険 (厚生年金保険の適用事業所に再就職する)※	郵送で 仙台広域事務センター	事業主	再就職日から 5日以内
	年金を受けるために必要な期間が不足している。満額の老齢基礎年金が受けられないとき	国民年金 (任意加入)	住所地の市区役所、 町村役場または 年金事務所	ご本人	加入するとき

添付書類など、詳しくは上記加入手続き先、または管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※60歳以上の方が、退職後、同一の事業所に継続して再雇用されることがあります。この場合、事業主が「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、通常の随時改定を行うことなく、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができ、この標準報酬月額に応じて在職老齢年金の額が見直されます。

添付書類

- 就業規則、退職辞令の写しなど、退職したことがわかる書類
- 継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書など



目的にあわせた「ねんきんダイヤル」を活用してみませんか！

●ねんきんダイヤル

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
来訪相談のご予約

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
（東京）03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日10時の開始時刻から午後7:00まで相談をお受けします。
※夜間（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

●ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び
「厚生年金加入記録の取寄せ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」
0570-058-555（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
（東京）03-6700-1144（一般電話）

受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※夜間（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

●ねんきん加入者ダイヤル

一般的な年金の加入に関するお問い合わせ

「ねんきん加入者ダイヤル」
国民年金加入者向け
0570-003-004（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
（東京）03-6630-2525（一般電話）

事業所、厚生年金加入者向け
0570-007-123（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
（東京）03-6837-2913（一般電話）

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※夜間（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

間違いの電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。



身近に「ねんきんダイヤル」のご利用を！

●「ねんきんダイヤル」

●「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

●「ねんきん加入者ダイヤル」

- (1) 制度・届出に関すること
- (2) 届書の処理状況に関すること
- (3) 厚生年金保険の資格記録に関すること
- (4) 各種届出用紙の送付依頼受付・発送

ご利用いただける電話の種類



各ダイヤルの 電話番号	一般の 固定電話	携帯電話・ PHS	公衆電話	IP電話	海外から
ナビダイヤル	利用可 市内通話料金 お客様負担	利用可 通話料全額 お客様負担	利用可 通話料全額 お客様負担	利用不可 (一部通話可)	利用不可
一般電話 (通話料全額 お客様負担)	利用可	利用可	利用可	利用可	利用可

平成30年4月1日から、

お客様からお預かりした大切な年金請求の審査が、現在の仙台広域事務センターから、年金事務所でおこなわれます。

このことにより、審査状況のお問い合わせが請求先の年金事務所と身近に確認出来るようになります。今まで以上に、事務の効率化、適正化を図ってまいります。

お役に立ちます！ ワンポイント相談室⑬ 国民年金の保険料

Q

4月からの国民年金の保険料額が決定したと聞きましたが、1か月の保険料額はいくらですか



A 平成30年4月から、16,340円となります。国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成28年度に成立した年金改革法により、次世代育成支援のため、平成31年4月から国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成31年度分から、平成16年度価格水準で、保険料が100円引き上がります。平成30年度分の実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、平成29年度16,490円より150円の引き下げとなります。

お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

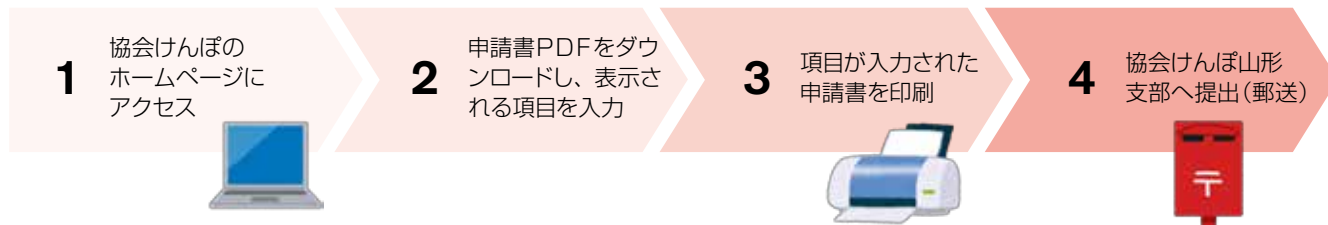
URL <http://www.nenkin.go.jp/>



届書・申請書作成支援サービスをご利用ください

届書・申請書作成支援サービスは、協会けんぽホームページから、画面に表示される案内に従って項目を入力いただき届書・申請書をパソコンで作成できるシステムです。

なお、作成した届書・申請書は協会けんぽ山形支部に郵送でご提出ください。



便利ポイント

- ①記入する項目の説明を参照しながら入力できます。
- ②記入漏れ等をチェックします。
- ③記入漏れ・記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。



【ご注意ください】 ホームページやメールでの申請はできません。
記入した申請書を印刷のうえ、郵送でご提出をお願いいたします。

事業主様が記入する欄等は入力できませんので、手書きで記入をお願いいたします。
また、申請される方や事業主様の印鑑の押印をお願いいたします。



協会けんぽへの各種申請は郵送が便利！

協会けんぽへの各種申請手続きは郵送で行うことができます。

また、申請書はホームページから印刷することができます。

ホームページはこちらからご覧ください。

▶ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

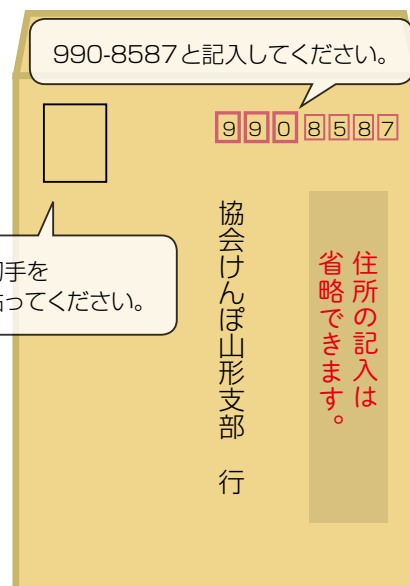
便利ポイント

- ①窓口へ足を運ばずに、お手続きが可能！
- ②協会けんぽ固有の郵便番号を記入すると住所が省略可能！



【ご注意ください】 日本年金機構へ提出する申請書が協会けんぽに誤って提出されるケースが多く見受けられます。被保険者資格取得届などの書類については、日本年金機構が提出先となりますので、ご注意ください。

【提出先】 〒980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル18階
日本年金機構 仙台広域事務センター ※住所の記入は省略できます。



メールマガジンにご登録ください

健康保険に関する最新情報、季節に合わせた健康に役立つ情報等をいち早くお届けします。お気軽にご活用ください。



QRコードで簡単登録！
登録料はかかりません



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

おしえて！やまがたさん!



～限度額適用認定証～



【やまがたさん】

総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン OL



【さとうくん】

中途採用の期待の新入社員
日々、業務に奮闘しています！

1

日々、業務に奮闘していたさとうくんですが、
健診結果に要検査項目があり、
1週間検査入院することになってしまいました。

2



明日からついに入院か・・・
症状が軽いと良いんだけど・・・



本当に症状が軽いと良いわね・・・
入院の準備とかは大丈夫？
限度額適用認定証は持ってる？

3



大丈夫です！
入院の準備は済んでいます！
限度額適用認定証も以前に
作ったので持ってます！

4



ちょっと待って！有効期限を確認して！
限度額適用認定証は最長でも1年間
有効なものしか作れないわよ。



あ～!!! 期限が切れてる!!
急いで新しいのを作らない
と・・・

限度額適用認定証の有効期限は最長でも1年間です。
有効期限が切れた場合、再度申請し、新しい認定証を
作成する必要があります。

医療費が高額になりそうときは「限度額適用認定証」をご利用ください。

70歳未満の被保険者・被扶養者の方で入院や通院により1か月(1日から月末まで)の医療費が高額になる場合は**事前**に「限度額適用認定証」の交付を受け、保険証と併せて医療機関窓口で提示すると、各医療機関窓口で支払う医療費が「自己負担限度額」までとなります。

なお、有効期限は最長でも**1年間**となりますので、期限が切れた場合は再度作成する必要があります。

申請・利用の流れ

①申請書を
協会けんぽに
提出(郵送で可)



②限度額適用認定証を
送付希望先
住所に送付。

交付までは
約1週間です。



③保険証と限度額適用
認定証を医療機関窓口へ提示。



④医療費の支払い
(自己負担限度額まで)



【ご注意ください】

- ・被保険者が市町村民税非課税の場合、「健康保険限度額・標準負担額減額認定申請書」に非課税証明書を添付のうえ、申請する必要があります。
- ・高齢受給者証をお持ちの場合、限度額適用認定証は必要ありません。
(被保険者が市町村民税非課税の場合は申請が必要です)

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL.023-629-7225 (代)

協会けんぽ

検索

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

社会保険協会会員事業所の特典

当協会に加入され、会費を納入いただいている事業所の皆さまには、次のような特典があります。

- ① 広報誌「社会保険やまがた」の隔月（奇数月）送付（最新情報提供）
- ② 当協会主催の説明会・講習会への参加と資料の無料提供
- ③ 契約保養施設（宿泊、日帰り）利用の際、利用料金の一部補助
- ④ 事業所での健康づくり講習会に講師を無料で派遣
- ⑤ 人間ドック等受診費用の一部助成
- ⑥ 当協会主催の各種スポーツ大会、レクリエーション事業への参加
- ⑦ タイムズカーレンタル利用料金の25% OFFサービス
- ⑧ 「施設利用会員証」による優待サービス（7ページをご覧ください。）



広報誌「社会保険やまがた」



社会保険事務講習会



レクリエーション事業（トレッキング）

当協会ではこれらの事業を通して、社会保険制度の周知と社員の皆さまの健康づくりのお手伝いをさせていただいています。どうぞご利用ください。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。7ページのお問い合わせ先にご連絡ください。

平成29年度社会保険協会費 納入のお願い

当協会の各種事業は、会員である事業主の皆さまから納入いただいた会費で運営されています。本年度の会費について、未だ納入いただけていない事業所さまにおかれましては、年度内に納入していただきますようよろしくお願い申し上げます。

ゴルフ大会を開催します

会員の皆さまの親睦を深め、心身をリフレッシュし明日への活力を得るため、ゴルフ大会を開催します。ぜひご参加ください。

日 時 平成30年5月26日(土) 8時40分まで集合

場 所 天童カントリークラブ(天童市川原子)

参 加 費 2,000円 **競技方法** ダブルペリア方式

募集人員 40名

申込方法 当協会ホームページから参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ FAXで送付してください。

申込締切 平成30年5月7日(月)



事業所名称や所在地等に変更があった場合は 当協会にもお知らせください

広報誌「社会保険やまがた」や「協会事業のご案内」等の送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等に変更があった場合は、管轄の年金事務所へ所定の手続きを行っていただくとともに、当協会には「**会員事業所変更事項届**」に変更事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお知らせください。「**会員事業所変更事項届**」は当協会ホームページからダウンロードできます。

FAX 023-633-4114	
会員事業所変更事項届	
〒 市 町 区	
一般財団法人 山形県社会保険協会 へ	
事業所名称(変更後)	変更前
事業所住所(変更後)	変更前
（※住所と事業所名称は必ず記入してください）	
事業所名称	事業所住所
業 種	
業 主 氏 名	
代表者氏名	
電話番号	
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 〒980-0001 山形県山形市山形 1-1-1 〒980-0001 山形県山形市山形 1-1-1 〒980-0001 山形県山形市山形 1-1-1	

会員さま限定の優待事業のご案内 ～優待サービスが受けられる施設が増えます～

会員事業所さま向けの優待事業として、山形県内及び全国の施設と優待契約を結んでいます。日々の健康づくりやショッピングなどにご利用ください。ご利用の際は「施設利用会員証」のご提示が必要となりますので、会員証を希望される場合は当協会ホームページから「施設利用会員証申込書」をダウンロードして提出してください。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。



【平成30年4月から新たに優待サービスが受けられる施設等】

● 宿泊施設

施設名	所在地・お問合せ先	ご優待内容
ホテルリッチ&ガーデン酒田	酒田市若竹町1-1-1 ☎0234-26-1111	正規宿泊料金の20%割引

● スポーツクラブ

施設名	所在地・お問合せ先	ご優待内容
スポーツクラブ ジョイフィット山形あかねヶ丘	山形市あかねヶ丘2-15-25 ☎023-645-9085	入会金2,000円(税別)・ 登録事務手数料3,000円 (税別)を無料
スポーツクラブ ジョイフィット天童	天童市糠塚3-1-81 ☎023-665-4565	
スポーツクラブ ジョイフィット東根	東根市小林1-4-30 ☎0237-53-1405	
ウィススポーツクラブ新庄	新庄市本町4-33こらっせ新庄5F ☎0233-29-4788	・入会金5,000円(税別)・初回月会費を無料 ・随時入会キャンペーン特典適応



● ショッピング

施設名	所在地・お問合せ先	ご優待内容
晩菊本舗三奥屋 エスパル山形店	山形市香澄町1-1-1 ☎023-628-1216	浅漬食品(冷蔵食品)通常販売価格の5%割引 全商品(特定商品を除く) 通常販売価格の10%割引
宝石の柿崎 新庄本店	新庄市沖の町4-31 ☎0233-22-3115	
宝石の柿崎 山形店	山形市香澄町2-2-29 ☎023-641-3141	
宝石の柿崎 鶴岡店	鶴岡市末広町6-4 ☎0235-22-3555	



こちらでも引き続き優待サービスが受けられます

【山形県内の対象施設】

人間ドック	山形健康管理センター(山形市)
カルチャースクール	やまがたカルチャー&健康スポーツセンター(山形市)
宿泊施設	山形グランドホテル(山形市)
	山形国際ホテル(山形市)
	東京第一ホテル米沢(米沢市)
	ニューグランドホテル(新庄市)
レジャー	米沢ボウリングレーンズ(米沢市)
	新庄アーデングOLF倶楽部(新庄市)

【全国の対象施設】

- 船員保険会 ● ホテル法華クラブグループ ● 湯快リゾート
- 高輪・品川プリンスホテルグループ ● プリンスホテル優待プラン
- ダイワロイアルホテルズ ● かんぼの宿 ほか多数

【ご利用方法】

直接、各施設に電話等で予約し、その際に「山形県社会保険協会の会員である」旨を伝えてください。ご利用当日は「施設利用会員証」を施設に提示してください。ご優待内容は施設によって異なりますので、当協会ホームページでご確認ください。



お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>

山形県社会保険協会

検索



深川井

あさはりは高タンパク、低エネルギーのヘルシー食品です。コラーゲンが豊富に含まれ、老化防止、がん抑制に効果があります。



材 料 [4人分]

◎1人当りおよそ170kcal

あさりのむき身・・・300g	A
浅つき・・・・・・・120g	だし汁・・・・200ml
人参・・・・・・・1/2本	生姜・・・・・・・1片
ご飯・・・・・・・800g	
	B
	みそ・・・・・・・大さじ2
	みりん・・・・・・・小さじ4

作り方

- ① あさはりはざるに入れ、流水でさっと水洗いして水気をきる。
- ② 人参は短冊切り、生姜はみじん切りにする。
- ③ 鍋にAを入れて火にかけ、人参と浅つきを入れる。沸騰したら弱火で3分位煮、あさりを入れて身がふっくらとするまで煮る。
- ④ Bで調味する。
- ⑤ 丼にご飯をよそい、④を汁ごとのせる。

平成29年度「わたしと年金」エッセイ入賞作品

厚生労働大臣賞 岐阜県 後藤順 様(60代男性)

今も耳底に残る、カラカラカラと足踏みミシンの歯車が回る音。子供の僕の視線の先には、中古ミシンを踏む母の背中があった。「父さんの給料だけでは、人並みの生活ができない。子供だけにはひもじい思いをさせたくはない」。母はそんな独り言を常々言っていた。負けず嫌いの母は、そのために内職を始めたのだ。

駅前の問屋から持ち込まれる、裁断された既製服を縫う仕事だ。部分縫いの質仕事。十銭単位の工賃に、どれほど数を稼げるかで決まる。僕が寝ている最中でも、ミシンの音が響いた。朝早くからそうだった。母は食事の用意や洗濯などの家事をこなし、その間に内職もする。子供の僕は、母はいつ眠るのだろうか、と不安な思いをしたものだ。

父の給料日。母は父からそれを受け取るとすぐに、五つの古封筒に分ける。封筒の表には、「電気・ガス代」、「水道代」、「八百屋代」、「年金代」、「その他」と書かれてあった。その月に必ず払わねばならないと困るものばかりだ。その一つでも未払いになれば、生活に支障が生じる。父の給料プラス母の内職代が、それらに消えた。その他に少しでも入れれば、貯蓄に回された。

そんな生活の中で、子供の僕には解らないことが一つあった。電気・ガス・水道代が未払いになれば供給が止められる。八百屋の支払いを遅らせれば、つけが効かず現金払いとなり、自転車操業の我が家では困ってしまう。そんな中で、年金の支払いを止めれば「その他」の封筒が増えるではないか。年金など今の直接生活に響くものではない。そんな僕の疑問に母は答えてくれた。

母は、年金を童話「アリとキリギリス」に例えた。こつこつ支払うことで、働けなくなった老後に支給されるという将来への保障。それも政府が保険者になるということで、絶対に未払いなどおきない。生命保険のように掛け捨てではないことなど、母は年金を受け取るまで働くとの意欲を見せた。「お前に生活の面倒をかけたくないからね」。その言葉に、僕は老いる運命を感じた。

母は六十歳まで内職を続けた。年金の決定通知が来た日、母の背中から、ようやく重荷が下りたのが分かった。もう、ミシン針は老眼鏡をかけないと見えない。一度、糸が切れたら通すのに拡大鏡が必要な状態だった。そんな母にも、内職の内職らしき注文があったが、年金支給が始まるとそ

れを断った。「生涯現役と働く人もいるけど、年金をもらえば、それを使うのが仕事さ」と、僕に元気な姿を見せてくれた。

生活費の中心は僕が担ったが、母は自分の生活費だと言って、年金の一部を僕に渡してくれた。どれほど母に支給されているのか僕は知らない。これまで母の内職代で引け目も感じることなく学校もいけたし、何不自由なく生きて来られた。その意味からすれば、母の年金の全額をすべて自分の好きなように使ってほしかった。「貧乏性だからね。使い方を知らないんだよ」。そんな母の微笑みが眼に焼きつく。

「良かったよ。給料や内職代を毎月封筒に小分けしたのが。今では、年金をそうしているんだ」。年金支給日に、銀行から下ろしたお金を母は楽しそうに封筒に分ける。「孫のこづかい代」、「旅行積立代」、「生活費助成代」、「老人クラブ会費」、「その他」と。その中で一番入るのはその他だ。とても裕福とは言えない年金だが、母にとっては、一生懸命働いた「御褒美」だ。自分が支払った以上の支給額に、ときに戸惑いの声をあげる。

「私はこんなに貰っていいのかな。孫の世代は大丈夫なのか心配するよ」。確かに母の気持ちは、今の若者世代の年金への不信感に近い。年金は国民共通の「互いに支え合う」精神が根底にあるのだが、少子高齢化の現実問題、年金制度が今後どのような形になるのか不安が過る。支給額の減額や保険料の増額は避けて通れないだろう。

だが、保険料の未納は、国民の義務としていけない。僕は自分の子供たちに口を酸っぱくして「義務」だけは果たせと忠告している。確かに、両親の生きた時代と、僕たちの時代、そして子供たちの時代から見た、将来は大きく違う。年金が五年後、十年後にどのような形になるのか判らないが、年金を基本とした老後の生活は、どの世代にもあると思う。

五十年前以上前、母が「年金代」とした封筒を忘れない。あれが確実にあったからこそ、母の老後を充実させた。自助努力にも限界はあるだろうが、国民のひとりとして、年金制度を破綻させてはいけけない。超高齢化と呼ばれても、この最低保障を維持していなくては、誰が老後を守ってくれるのだろうか。母は僕に教えてくれた。

